寄附をいただきました

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、有効に使わせていただきます。
ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

○日研工業株式会社　様　　フェイスシールド（自社製品）　1,200セット
○株式会社明電舎名古屋事業所　様　　オゾン水生成スプレー　10本
高純度精製水　300リットル

有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

○名古屋清須ロータリークラブ　様　　現金　50万円
○オリエンタルコーポレーション株式会社　様　　道路用地　64.98㎡
○明治安田生命保険相互会社清須営業所　様　　現金　15万円

高齢者叙勲〈瑞宝双光章〉

長年にわたり、土木行政に携わり、地方自治に尽力された功績によるものです。（敬称略）

月森洋司（清洲）

「清須げんき商品券」取扱店舗を募集します！

新型コロナウイルス感染症対策として、昨年度に引き続き、「清須げんき商品券」（プレミアム率30％）事業を実施します。
つきましては、取扱店舗を募集しますので、ぜひご登録ください。

▼取扱店舗の募集について

登録受付	市商工会　☎052-400-3008
受付期間	4月1日（木）～23日（金） **※4月26日（月）以降の登録申込については、商品券販売時にお渡しする取扱店舗一覧には掲載できませんが、市ホームページ上には掲載します。**
特記事項	任意で特典を設定していただける事業者様におかれましては、市で作成する「取扱店舗一覧」に特典情報を掲載します。 貴店舗への誘客促進のため、ぜひご検討ください。

▼商品券の販売について

商品券販売価格	1冊5,000円（6,500円分）※プレミアム率30％
1次販売の販売期間	6月1日（火）～30日（水） **※広報清須6月号に同封する「購入引換券」を利用し、1世帯2冊まで購入できます。**
2次販売の申込期間	6月1日（火）～30日（水）※往復ハガキによる申込を予定しています。
2次販売の販売期間	7月中旬～8月31日（火）**※上記の申込期間にお申し込みされた方のみ購入できます。** **※応募多数となった場合は、抽選とさせていただきます。**
商品券の有効期間	6月1日（火）～12月31日（金）

※利用者向けの本商品券事業に係る詳細は、広報清須5月号に掲載予定です。
また、取扱店舗への応募方法の詳細は、市商工会で配布する応募案内をご覧ください。

■問合せ　産業課（南館3階）

4月5日 開催 東京2020オリンピック聖火リレーが清須市で行われます!

4月5日(月)・6日(火)の2日間にわたって愛知県で実施する「東京2020オリンピック聖火リレー」が、4月5日、清須市にやってきます。

沿道における聖火ランナーの走行の模様は、**インターネットのライブ中継で視聴していただくことが可能**ですので、沿道の密集を避けるために、なるべくライブ中継でご覧いただきますようお願いします。

ライブ中継のURL	https://sports.nhk.or.jp/olympic/torch/

ルート詳細図

聖火リレーの流れ

18時11分　聖火ランナースタート
鉄砲隊の空砲を合図に最初のランナーがスタートします。

18時34分ごろ　聖火ランナーゴール
聖火ランナーが次のランナーに聖火を受け渡すトーチキスを行いながら9区間を走ります。

※スタート位置の清洲城広場は、密集を避けるため**関係者のみの入場**とさせていただきます。
※イベント内容等は、予告なく変更する場合があります。その他の情報などについては、愛知県実行委員会公式ウェブサイト(https://www.run-aichi.jp/)をご覧ください。

■問合せ　スポーツ課(南館1階)

国民健康保険からのお知らせ

令和3年度から国民健康保険税普通徴収の納期が変更になります。

令和3年度から、国民健康保険税普通徴収の納期が改定され、例年4月の仮算定分は廃止となりました。
国民健康保険税納税通知書（年間分・第1～8期）を7月中旬にお送りします。

令和3年度からの国民健康保険税納期一覧

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収（8回）	—	—	—	第1期（本算定）	第2期	第3期
年金特別徴収（6回）	仮徴収	—	仮徴収	—	仮徴収	—
納期月	**10月**	**11月**	**12月**	**翌1月**	**翌2月**	**翌3月**
普通徴収（8回）	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	—
年金特別徴収（6回）	本徴収	—	本徴収	—	本徴収	—

※普通徴収の納付期限日（納期月末日）が休日となる場合は、翌営業日が納付期限日となります。
※年間税額は、7月（本算定）に決定し、7月中旬に決定通知書及び納付書（口座振替対象者は除く。）を送付します。（年1回）

65歳以上の方で国民健康保険税を年金特別徴収で納めている方へ

65歳以上の方で国民健康保険税を特別徴収（年金から天引き）されている方は、令和3年度の国民健康保険税が確定していないため、4月・6月・8月の税額については、2月の年金支給時の特別徴収額と同額を徴収させていただきます。⇒（仮徴収）

令和3年度の年間保険税額は、7月中旬にお送りする保険税納税通知書等でお知らせし、仮徴収の税額を引いた額を、10月・12月・翌年2月の年金支給時に特別徴収させていただきます。

■問合せ　保険年金課（北館1階）

～来庁される方へのお願い～
本人確認書類のご提示をお願いします

市民課及び各市民サービスセンターでは、住民異動届や戸籍の届出等又は住民票や戸籍等の証明請求の際に、マイナンバーカード・運転免許証などにより、窓口に来られた方の本人確認を実施しています。

最近では、第三者が本人になりすまして虚偽の届出や各種証明書を不正に受け取り、悪用する事件が全国的に発生しています。このような不正請求を抑止し、市民の皆さまの個人情報を保護するためにも、ご理解とご協力をお願いします。

本人確認書類とは

マイナンバーカード・運転免許証・運転履歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）・パスポート・在留カードなど、顔写真と氏名等が記載されているものです。

顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証・年金手帳などの公的機関が発行したものや、学生証など本人のみ所持できるものを複数枚提示してください。

■問合せ　市民課（北館1階）

介護保険についてのお知らせ

第8期介護保険料は令和3～5年度の3年間の介護給付費の見込みを基に決定します。

高齢化の進展及び後期高齢者割合の増加により、介護を必要とする方も増えてきており、介護給付費も年々増加しています。市では、介護給付費準備基金を活用するなどして、介護保険料の上昇を抑えるよう努めていますが、この度の見直しにより、次のとおり**保険料を改定**することとなりました。

介護保険制度は、介護を必要とする方やその家族を社会全体で支える制度です。介護保険料は介護給付費の貴重な財源となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

対象者		所得段階	年額	
			第7期（H30～R2年度）	第8期（R3～5年度）
生活保護を受給している方		第1段階	1万8,600円	2万1,300円
世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金を受給している方			
	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下			
	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超え120万円以下	第2段階	3万1,000円	3万5,600円
	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超え	第3段階	4万3,500円	4万9,800円
世帯に市民税課税者がいて本人が市民税非課税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	第4段階	5万4,700円	6万4,100円
	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超え	第5段階	6万2,100円	7万1,200円
本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	第6段階	7万7,700円	8万5,500円
	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	第7段階	8万　800円	9万2,600円
	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	第8段階	9万3,200円	10万6,900円
	前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満	第9段階	9万9,400円	12万1,100円
	前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満	第10段階	10万5,600円	12万8,200円
	前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	第11段階	—	13万5,400円
	前年の合計所得金額が1,000万円以上	第12段階	—	14万2,500円

介護保険制度における所得指標が変わります（令和3年4月～令和5年3月）

介護保険料を算定する上で、給与所得、公的年金等に係る所得が含まれている方は、前述の所得金額から10万円を控除した額（当該額が0を下回る場合は0とする。）を合計所得金額として取り扱います。

■問合せ　高齢福祉課（北館1階）

納税・納付のこよみ ■問合せ 収納課（北館２階）

令和3年度の納税・納付は、下表のとおりです。
税金は、社会を支える柱です。納期内の納税・納付にご協力をお願いします。

税目など ＼ 納期限	令和3年									令和4年	
	4月 4/30（金）	5月 5/31（月）	6月 6/30（水）	7月 8/2（月）	8月 8/31（火）	9月 9/30（木）	10月 11/1（月）	11月 11/30（火）	12月 12/27（月）	1月 1/31（月）	2月 2/28（月）
市県民税			1期全期		2期		3期			4期	
固定資産税 都市計画税	1期全期			2期					3期		4期
軽自動車税（種別割）		全期									
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※納期限までに、お近くの金融機関・郵便局・コンビニエンスストア又は会計課窓口でお支払いください。
※4月1日から、スマートフォン決済アプリ（PayB・PayPay・LINEPay）で納付ができるようになりました。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

納税・納付には、納め忘れが無い、便利な「口座振替」をご利用ください

預貯金口座からの自動引落は、納期限の日が振替日となります。

▼口座振替の申込手続（あなたの預貯金口座のある次の金融機関で取扱いしています。）

三菱UFJ銀行、十六銀行、大垣共立銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、中日信用金庫、岐阜信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、西春日井農業協同組合、ゆうちょ銀行、郵便局

上記の金融機関に「口座振替依頼書」を提出してください。「口座振替依頼書」は、市内の金融機関支店等であれば、窓口に用意されています。市外支店等では、「口座振替依頼書」がない可能性がありますので、収納課へ連絡いただければ郵送します。

申請には、預貯金通帳・通帳届出印、本人確認書類（免許証等）が必要です。

なお、口座振替の開始は、依頼書を提出した月の翌月末以降からとなります。

※納期限後の納付については、法律に定められた延滞金が課されます。

浄化槽補助金制度のお知らせ

市では、家庭用浄化槽の清掃補助として、年1回清掃費の4割補助を行っています。**（下水道接続工事に伴う清掃を含む。）**下水道の供用開始のあった区域は、供用開始後1年以内に行った清掃についての補助が最後となり、その後の補助はありませんのでご注意ください。

例）令和3年3月31日に公共下水道が供用開始した区域
●令和3年4月1日～令和4年3月31日までに清掃をした場合 → **補助金あり**
●令和4年4月1日以降に浄化槽を清掃した場合 → **補助金なし**

※以降、公共下水道供用開始となった区域は、同様の方法で実施していきます。

■問合せ 生活環境課（北館2階）

●不燃ごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…第1・3水曜日■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江（名鉄津島線より南側）…第1・3土曜日■外町、寺野（花園・元町・郷前）、鍋片、助七（一丁目・二丁目）…第2・4水曜日■豊町、西堀江（名鉄津島線より北側）…第2・4水曜日■寺野（花笠・美鈴・池端）、助七（五反田・東山中・芳花・美里）、阿原…第1・3土曜日

下水道供用開始のお知らせ

令和3年3月31日(水)から、図面記載区域の下水道(汚水)の供用が開始されました。
供用開始となった区域の家屋の所有者は、汲み取り便所にあっては3年以内に、浄化槽にあっては遅滞なく、下水道への接続(排水設備の設置)が義務付けられます。

下水道に接続する際には、次の補助制度を用意していますのでご活用ください

〇排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給制度

〇浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度
下水道への接続に伴い不要となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用するための補助

〇宅地内汚水ポンプ設備設置費補助制度
低地などの理由により宅地内に汚水ポンプ設備を設置するための補助

〇私道共同排水設備設置費補助制度
私道に共同排水設備を設置するための補助

※供用開始日から3年以内であることなど条件もありますので、詳しくは市ホームページをご確認いただくか、上下水道課までお問い合わせください。

■凡例
供用済区域
令和3年3月31日供用開始区域

図①

図②
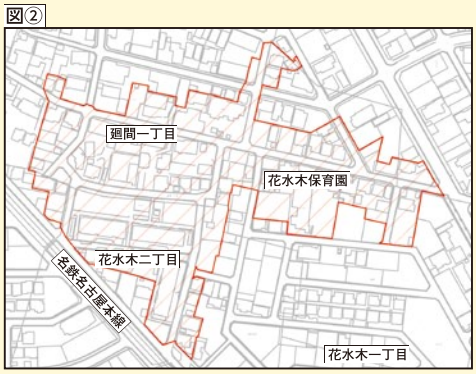

図③
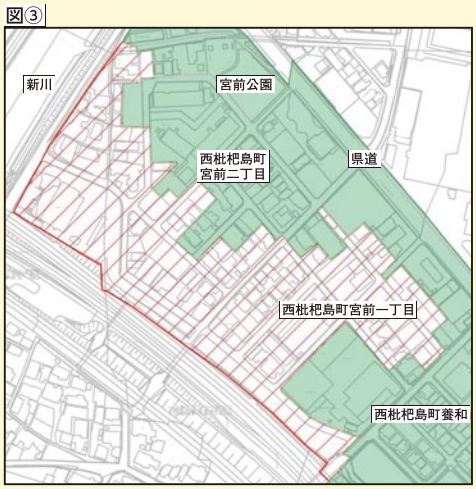

図④
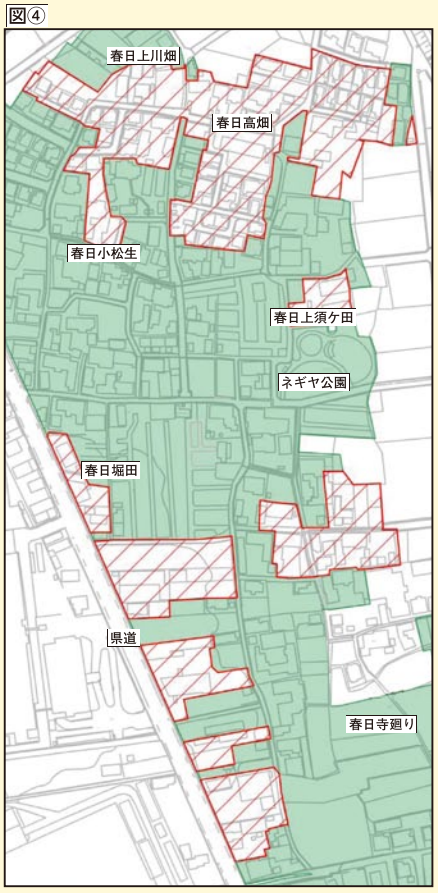

図① 一場弓町地内 外
図② 廻間一丁目地内 外
図③ 西枇杷島町宮前一丁目地内 外
図④ 春日高畑地内 外

■問合せ 上下水道課(南館2階)

新川地区●可燃ごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…**毎週火・金曜日**■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…**毎週火・金曜日**■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…**毎週月・木曜日**■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…**毎週月・木曜日**■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…**毎週火・金曜日**

自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金制度

市では、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車の交通事故による人的被害の重大化を防止するため、自転車を利用する高齢者、児童生徒等を対象とした、自転車乗車用ヘルメットの購入費に対する補助を行います。

申請受付期間	4月1日(木)～令和4年3月1日(火)
補助対象者 要　　件	●市内に住所を有している65歳以上(令和4年3月末時点)の方 ●市内に住所を有している7歳以上18歳以下(令和4年3月末時点)の児童生徒等 など
補助対象となるヘルメット	令和3年4月1日以降に清須市内の販売店で購入したもので、次の安全基準を満たす新品のもの ●SGマーク　●JCFマーク　●CEマーク　●GSマーク　●CPSCマーク
補 助 金 額	ヘルメットの購入にあたって負担した額の2分の1(10円未満切捨て) [上限]2,000円
申 請 方 法	ヘルメットを購入後、令和4年3月1日までに下欄のものを持参の上、総務課へ申請してください。
必要なもの	申請書兼実績報告書 ／ 購入したヘルメットが規定の安全基準に適合していることが確認できるもの(保証書の写し、説明書の写し、パッケージやヘルメットの認証マークの写真など) ／ 補助金交付請求書 ／ 領収書の写し ／ 補助金の振込口座の通帳の写し ／ 購入したヘルメットを着用する者の氏名・住所・生年月日が分かるもの

■問合せ　総務課(北館3階)

若年がん在宅ターミナルケアの助成を始めます

市では、若年者の末期がん患者の方が、住み慣れた居宅で療養生活ができるよう下記サービスの利用料に対し助成をします。

対　象　者	次の①～④のいずれにも該当する方 ①清須市に住民登録のある18歳～40歳未満の方 (ただし、18歳又は19歳の方で、児童福祉法による小児慢性特定疾患に係る医療費の助成を受けている方は除きます。) ②末期がんであることを医師が認めた方 ③他の制度において助成又は給付を受けることができない方 ④市税に滞納のない方
対象サービス	訪問介護(身体介護、生活援助及び病院等乗降介助)、福祉用具貸与(※)及び訪問移動入浴　※車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、歩行器等
助 成 金 額	1カ月当たりのサービス利用料に対し、上限6万円を基準とし、サービス利用料の9割を助成します。領収書を提出していただき、償還払いをします。
申 請 方 法	申請用紙と医師の意見書を健康推進課へご提出ください。 申請用紙は、窓口配布又は市ホームページからダウンロードできます。 詳しくは、健康推進課までお尋ねください。

■問合せ　健康推進課(北館2階)

●資源収集■坂町、東町、中河原、下河原…毎月第4水曜日■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…毎月第4土曜日■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…毎月第3水曜日■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…毎月第4土曜日■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…毎月第3水曜日

市にご提出いただく申請書等の押印の義務付けを廃止しました

市民の皆さまの利便性の向上及び行政手続の簡素化を図るため、行政手続において、市民、事業者等から求めていました申請書等の押印について、**令和3年4月1日から自署する場合は義務付けを廃止**しました。

なお、**国等の法令などで押印の義務付けがある場合は、引き続き押印が必要**となります。

押印が不要となる申請書等につきましては、市ホームページをご覧ください。

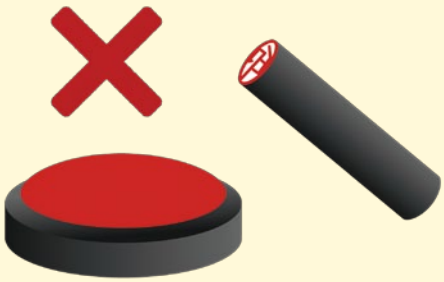

■問合せ　企画政策課（北館3階）

4月6日～15日は春の全国交通安全運動

新年度を迎え、新1年生となった児童・生徒や新社会人の姿を見かけるようになります。

この時期は、不慣れな交通環境での通学・通勤による交通事故の発生が心配されます。また、気候もよくなり、自転車を使ったり、高齢者が外出する機会が増えたりすることから、交通事故の危険性が高まります。

そこで、皆さまの交通安全意識を高め、交通事故を防止するために、**4月6日（火）～15日（木）に「春の全国交通安全運動」**を実施します。歩行中も、自転車や自動車の運転中も、交通ルールをしっかり守りましょう。

＜　運動重点　＞

◆子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
◆自転車の安全利用の推進
◆歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

＜　毎月11日は横断歩道の日　＞

運転者は

◆道路上のひし形マークを見たら、横断歩道の直前で停止することができるスピードで走行しましょう。
◆横断歩道を渡ろうとしている人がいたら、必ず一時停止をして歩行者の横断を優先させてください。

歩行者は

◆道路を横断する時は、横断歩道を渡りましょう。
◆車が止まっても、焦らず左右を確認してから渡りましょう。

目指せ停止率100%

愛知県内における信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしている場面での車の一時停止率は32.5%でした。
（JAF2020　調査結果）

道路上のひし形のマーク

この先に、横断歩道又は自転車横断帯があることを予告するための道路標示で、路面に白色で描かれています。

高齢者や児童生徒等の方に、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の補助を実施しています。詳しくは14ページをご参照ください。

高齢運転者に対し、後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）の設置費用の補助を令和3年度も延長して実施しています。詳しくは32ページをご参照ください。

■問合せ　総務課（北館3階）

新川地区●プラスチックごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…**毎週土曜日**■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江（名鉄津島線より南側）…**毎週水曜日**■外町、寺野（花園・元町・郷前）、鍋片、助七（一丁目・二丁目）…**毎週土曜日**■豊町、西堀江（名鉄津島線より北側）…**毎週土曜日**■寺野（花笠・美鈴・池端）、助七（五反田・東山中・芳花・美里）、阿原…**毎週水曜日**

「NET119緊急通報システム」をご利用ください

NET119緊急通報システムは、聴覚や発語等の障がいにより音声での緊急通報が困難な方のためのサービスです。なお、ご利用いただくには**事前登録が必要**です。

▼登録方法

西春日井広域事務組合消防本部消防課

☎0568-22-4954　FAX0568-23-7979

eメール seishunkouiki-119-3@proof.ocn.ne.jp

での登録申請をお願いします。

※利用料は無料ですが、通信料は別途必要です。

※スマートフォン、携帯電話をご利用している方もご登録いただけます。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

■問合せ　西春日井広域事務組合消防本部消防課

清須市はるひ美術館　企画展

清須市第10回はるひ絵画トリエンナーレ

と　き　4月25日(日)～6月20日(日)

休館日　毎週月曜日(ただし5月3日は開館します。)・5月6日(木)

観覧料　一般300円(240円)　中学生以下無料

※(　)内は20名以上の団体料金

※各種障がい者手帳提示者及び付添人1名は無料

清須市はるひ美術館では、1999年の開館以来、新たな才能を発掘・育成するべく、絵画の公募展を継続して開催してきました。第10回を迎えた今回は、554点の作品から審査員によって選ばれた入賞8点と入選20点を展示します。時代を反映する多様な表現の数々をお楽しみください。

福嶋さくら《stolen landscape》

■問合せ　清須市はるひ美術館　☎052-401-3881

防災・減災サポートコーナー

第1話:「水害対応ガイドブック」をご存知ですか？

市では、水防法で作成が義務付けられた洪水ハザードマップである**「水害対応ガイドブック」**を、想定最大規模の洪水想定をもとに令和2年3月に更新し、同年5月に全戸配布しました。

その中の**「気づきマップ」で、自分の住む地域はどの川が氾濫するとどの程度の浸水が発生するのかを確認し、「逃げどきマップ」と「判定フロー」で、自分の行動指針を判定して避難先や避難経路を検討**しておきましょう。

また、市の避難所は混雑が予想され、それにより新型コロナウイルス等に感染するリスクも高くなるため、**浸水区域にない安全なご親戚、知人宅に早めに避難する**こと等も考えてみましょう。

水害対応ガイドブックは、市ホームページ(【防災・安心】→【災害情報】内)にも掲載されています。また、ご希望の方は危機管理課の窓口で購入できます(1冊200円)。

■問合せ　危機管理課(北館3階)

ョン小田井、古城、花咲町、弁天町、地領…**毎月第4土曜日**■小場塚全域、養和、県営宮前住宅、旭町、三菱住宅、笹原町、西川口、四軒家、北六軒町、松原北部、北二ツ杁、冨士岳、ラドーニ西枇杷島、ネオハイツびわじま、日の出西部、ユニーブル清須、ライオンズ枇杷島、ラヴィエール芳野公園、トランシエニツ杁、二ツ杁住宅…**毎月第2水曜日**■東六軒町、西六軒町、南六軒町、松原東部、松原西部、杁東、杁西、スカイレジデンス、レジデンス松原、池端…**毎月第4水曜日**

災害・緊急時の備えとして「清須市すぐメール」をご利用ください

登録が必要です

概　　要	「清須市すぐメール」とは、市からの防災・防犯情報などをメールで配信するサービスです。避難所の開設状況や避難勧告などの避難情報発令状況、不審者情報などをメールで配信します。
メール配信登録方法	メールアドレス(t-kiyosu@sg-p.jp)に空メール(タイトル、本文なし)を送信すると、登録用のURLが記載されたメールが届きます。 次の二次元コードにアクセスしていただいても登録できます。 ※市LINE公式アカウントメニューの「清須市すぐメール登録手続き」からも登録できます。 パソコン・スマートフォン　スマートフォン以外の携帯電話
注意事項	※登録は無料ですが、メールを着信すると、各携帯電話会社の通常の通信料金が必要となります。(1メール当たり0～2円程度) ※迷惑メール対策をされている方は、「@sg-p.jp」あるいは、「kiyosu@sg-p.jp」からのメールを許可してください。

登録手順の詳細につきましては、市ホームページ「清須市すぐメール」のページをご覧ください。右の二次元コードからページが閲覧できます。

■問合せ　防災情報について　危機管理課(北館3階)
防犯情報について　総務課(北館3階)

市民記者がゆく！ 脱炭素アクション まちなかWatch 68

市民記者　成瀬　瞳

2月22日に、「国・地方脱炭素実現会議ヒアリング」がライブ配信され、私も動画を視聴しました。皆さんご存知のように、2050年までに、国は脱炭素社会を実現させる目標を掲げています。

私たちが住んでいる清須市でも、「清須市地球温暖化対策実行計画」という取組みがあります。

市職員自らが事務事業に伴う環境負荷を低減して、温室効果ガス排出量の抑制に努めるものです。対策内容は、毎月ゼロの付く日に実施する「ノーマイカーデー」、エレベーターではなく階段を使用することにより、施設におけるエネルギー使用量の抑制を図るもの、また、物品購入時には、環境負荷の少ない事務用品等を必要な分だけ購入する「グリーン購入」を心掛けるなど、私たちも取り入れられるような内容が多く、とても参考になります。

私も、自宅の電気を再生可能エネルギーを使ったものにできないか調べてみたり、コンビニやスーパーに行く際に車を使っていたのを、なるべく歩くようにしてみたり、いろいろと意識して行動するようになりました。すると、はじめは20分かかって歩いていたところが10分で歩けるようになり、普段気付かなかった景色を見る余裕もでき、運動不足も解消されました。

また、食品を地産地消することにより、輸送量を削減して温室効果ガスの排出を抑えられるそうです。

難しく考えるのではなく、みんなで楽しく取り組みながら、「気付いたら脱炭素している」ようにしていきたいと思います。

▶歩いて気付いた春の訪れ

西枇杷島地区●可燃ごみ収集■県道西側…毎週火・金曜日■県道東側…毎週月・木曜日●不燃ごみ収集■県道西側…第1・3水曜日■県道東側…第1・3土曜日●プラスチックごみ収集■県道西側…毎週土曜日■県道東側…毎週水曜日●資源収集■郷1部、郷2部、郷3部全域、グランドメゾン小田井、十軒町、新十軒町、橋詰町、砂入町、日の出東部、ジャルダン、北問屋町東・西部、問屋町、平和ビル…毎月第2土曜日■大和全域、上砂入、サンコート西枇杷島、西枇公団、城並全域、宝マンシ